

# 古都保存法と明日香法

## 古都保存法

昭和41年1月13日公布

### 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

戦後の急激な都市発展に伴い、昭和30年代後半に全国的に宅地開発が急増。鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山（通称「御谷（おやつ）」）開発問題、京都市の双ヶ岡（ならびがおか）開発問題などでは、幅広い層が反対運動を展開。

これらが契機となり、古都保存法が議員立法として提案・可決された。

（特色）

守るべき対象である歴史的風土の概念の明確化

古都の指定

法で定める都市：京都市、奈良市、鎌倉市

政令で定める市町村：天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市

歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の策定（国土交通大臣）

歴史的風土特別保存地区に関する都市計画

土地利用、行為の制限に対して、初めて損失補償の制度（土地の買入れ等）を創設

## 明日香法

昭和55年5月26日公布

### 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

全村にわたって歴史的風土が良好に維持されている明日香村について、その全域を歴史的風土特別保存地区に相当する地区として保存するため、古都保存法の特例として明日香法が制定され、歴史的風土の保存と村民生活の調和を図るための措置が講じられている。

（特色）

歴史的風土保存計画の策定（国土交通大臣）

明日香村整備基本方針（国土交通大臣）、明日香村整備計画（奈良県知事）の策定

（参考）明日香村の歴史的風土について（第21回歴史的風土審議会（昭和54年7月5日）

「…これらの歴史的文化遺産は周囲の田、畑、樹園地、山林、河川及び落ち着いた家並みのほか、そこに住む住民の農業を中心とする日常生活活動等の自然的、人文的環境と一体となって、飛鳥文化の中心地であると同時に我が国律令国家の体制がはじめて形成された土地であることを偲ばせるよすがとなる特色ある歴史的風土を村内の広範囲の地域にわたり形成している。…」

# 古都保存法の体系

## 目的（第1条）

わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする

## 古都の定義（第2条）

「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう

## 歴史的風土の定義（第2条）

「歴史的風土」とは、我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の政令で定める市町村は、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市とする

## 歴史的風土保存区域の指定（第4条）

（国土交通大臣指定）  
・歴史的風土の保存上、必要な土地の区域を指定  
・決定にあたっては、社会資本整備審議会等に意見聴取

## 歴史的風土保存区域内における行為の届出（第7条）

建築物の建築等一定の行為については知事への届出が必要

## 歴史的風土保存計画（第5条）

（国土交通大臣決定）  
・行為規制、関連施設の整備、指定基準、土地の買入れに関する事項  
・決定にあたっては、社会資本整備審議会等に意見聴取

## 歴史的風土特別保存地区内における行為の許可（第8条）

建築物の建築等一定の行為については知事の許可が必要

## 歴史的風土特別保存地区の決定（第6条）

（府県知事決定）  
歴史的風土保存計画に基づき、歴史的風土保存区域内の重要な部分を特別保存地区として都市計画決定

## 土地の買入れ等（第9条、第11条等）

・不許可処分に対し、損失補償及び土地の買入れ  
・土地の買入れ、保存施設整備等に対し国が補助

## 特別保存地区の特例（第7条の2）

奈良県明日香村については、同村における歴史的風土がその区域の全部にわたって良好に維持されており、特に、その区域の全部を特別保存地区に相当する地区として都市計画に定めて保存する必要があることにかんがみ、明日香法により本法（第4条から第6条）の特例等が定められている

## 社会資本整備審議会の調査審議等（第16条）

社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。

# 明日香法の体系

## 目的（第1条）

明日香村の歴史的風土が、明日香村の全域にわたって良好に維持されていることにかんがみ、住民の理解と協力の下に保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定める

## 歴史的風土保存と住民生活の調和を図るための措置

### 明日香村整備基本方針（第4条）

- （国土交通大臣決定）
- ・明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針
  - ・決定にあたっては、社会資本整備審議会等に意見聴取

### 明日香村整備計画（第4条）

- （奈良県知事作成、国土交通大臣同意）
- ・生活環境及び産業基盤の整備等を推進するため、基本方針に基づき策定
  - ・同意にあたっては社会資本整備審議会等に意見聴取
- （内容）
- ・生活環境の整備（道路、河川、下水道等）
  - ・産業の振興（農業、林業、観光）
  - ・歴史的風土の保存と文化財の保護

### 国の負担又は補助の割合の特例（第5条）

明日香村整備計画に基づいて行う一定の村事業の国庫補助率等をかさ上げ

### 地方債についての配慮等（第6条）

明日香村整備計画に基づいて行う事業のための地方債について特別の配慮

### 明日香村整備基金（第8条）

- （総額31億 国24億、県6億、村1億）
- 運用益により以下の事業を実施
- ・歴史的風土保存を図るための事業
  - ・土地の形質、建築物等の意匠等を歴史的風土と調和させるための事業
  - ・歴史的風土保存に関連した、住民生活の安定向上、利便増進のための事業

## 歴史的風土保存のための土地利用規制等

### 明日香村歴史的風土保存計画（第2条）

- （国土交通大臣決定）
- ・村全域を対象。行為規制、土地利用等に関する事項
  - ・決定にあたっては、社会資本整備審議会等に意見聴取

### 第1種・第2種歴史的風土保存地区に関する都市計画決定（第3条）

- （奈良県知事決定）
- 明日香村歴史的風土保存計画に基づき村全域について決定
- ・第1種保存地区  
歴史的風土保存上枢要な部分を構成し、現状の変更を厳に抑制する地域
  - ・第2種保存地区  
歴史的風土の維持保存を図るため、著しい現状の変更を抑制する地域
  - ・建築物の新築等一定の行為については知事の許可が必要

### 土地の買入れ等（古都保存法第11条）

- ・不許可処分に対し、損失補償及び土地の買入れ
- ・土地の買入れ、保存施設整備等に対し国が補助

歴史的風土審議会、社会資本整備審議会における明日香村関係の審議経緯等

歴史的風土審議会

諮問	答申	事項	答申等の反映状況等
S42.5.29	S42.8.17	古都保存法第4条第1項の規定に基づく天理市、橿原市、桜井市、明日香村の歴史的風土保存区域の指定について	歴史的風土保存区域の指定 (S42.12.15、391ha)
S43.1.12	S43.1.12	天理市、橿原市、桜井市及び明日香村歴史的風土保存計画について	歴史的風土保存計画の決定 (S43.1.26 告示)
S45.7.16	S45.9.11	飛鳥地方における地域住民の生活と調和した歴史的風土の保存をいかにすべきか。	
飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について (S45.12.18 閣議決定)			風致地区の拡大 国営飛鳥歴史公園の整備 (S51.10.29 閣議決定) (財)飛鳥保存財団設立許可等 (S46.4.12)
S46.3.11	S46.3.11	・ 天理市、橿原市、桜井市、明日香村歴史的風土保存区域の変更について ・ 天理市、橿原市、桜井市、明日香村歴史的風土保存計画の変更について	歴史的風土保存区域の変更 (S46.4.26 告示) 歴史的風土保存計画の変更 (S46.4.26, S46.5.6 告示)
S54.3.8	S54.7.5	明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策はいかにあるべきか	明日香法公布・施行 (S55.5.26) (主な施策) ・ 国の負担又は補助の割合の特例 ・ 地方債についての配慮 ・ 明日香村整備基金
S55.7.16	S55.7.16	・ 明日香村歴史的風土保存計画(案)について ・ 天理市、橿原市、桜井市及び明日香村歴史的風土保存区域の変更(案)について ・ 天理市、橿原市、桜井市及び明日香村歴史的風土保存計画の変更(案)について ・ 明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(案)について	明日香村歴史的風土保存計画 (S55.8.18 告示) 明日香村整備基本方針 (S55.8.18 内閣総理大臣から奈良県知事あて通知)
S56.1.20	S56.1.20	明日香村における生活環境及び産業基盤	明日香村整備計画 (S55.12 奈良県)

諮問	答申	事項	答申等の反映状況等
		の整備等に関する計画について	決定、S56.2.24 内閣総理大臣承認)
H元.2.6	H元.7.4	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか	<b>明日香法改正 (H2.3.31)</b> (主な施策) ・ 国の負担又は補助の割合の特例措置の延長
H2.6.1	H2.6.5	明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(案)について	<b>明日香村整備基本方針 (H2.6.27)</b> 内閣総理大臣から奈良県知事あて通知)
H2.9.10	H2.9.13	明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画について	明日香村整備計画(H2.9 奈良県決定、H2.9.26 内閣総理大臣承認)
H10.6.15	H11.3.25	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか	<b>明日香法改正 (H12.3.31)</b> (主な施策) ・ 国の負担又は補助の割合の特例措置の延長 ・ 特定事業の対象拡大(政令改正)特別交付税の措置 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金制度の創設 国営飛鳥歴史公園の区域拡充(キトラ古墳周辺地区)
H12.6.13	H12.7.21	明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(案)について	<b>明日香村整備基本方針 (H12.8.2)</b> 内閣総理大臣から奈良県知事あて通知)
H12.8.9	H12.9.4	明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画(案)について	明日香村整備計画(H12.9.28 奈良県知事作成)

### 社会資本整備審議会

H16.8.20	明日香村小委員会第1次報告(歴史的風土部会了承)	<b>明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金制度の拡充</b>
H17.2.9	明日香村小委員会第2次報告(歴史的風土部会了承)	

## 明日香村の歴史的風土の保存等の歩み

昭和41年 4月	古都保存法施行
昭和42年12月	歴史的風土保存区域の指定
昭和44年 2月	歴史的風土特別保存地区の指定
昭和45年12月	「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」閣議決定
昭和46年 4月	財団法人飛鳥保存財団設立
昭和46年 7月	国営飛鳥歴史公園事業着手
昭和47年 3月	高松塚古墳で極彩色の壁画を発見
昭和53年 8月	奈良県知事および明日香村長から内閣総理大臣に対し要望書提出
昭和54年 3月	歴史的風土審議会あて内閣総理大臣諮問「明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策について」
昭和54年 7月	内閣総理大臣あて歴史的風土審議会答申
昭和55年 5月	明日香法施行
昭和55年 8月	明日香村歴史的風土保存計画策定
	第1次明日香村整備基本方針（内閣総理大臣から奈良県知事あて通知）
昭和55年12月	第1種・第2種歴史的風土特別保存地区の決定
昭和56年 2月	第1次明日香村整備計画（内閣総理大臣承認）
平成 元年 2月	歴史的風土審議会あて内閣総理大臣諮問「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか」
平成 元年 7月	内閣総理大臣あて歴史的風土審議会答申
平成 2年 6月	第2次明日香村整備基本方針（内閣総理大臣から奈良県知事あて通知）
平成 2年 9月	第2次明日香村整備計画（内閣総理大臣承認）
平成10年 6月	歴史的風土審議会あて内閣総理大臣諮問「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか」
平成11年 3月	内閣総理大臣あて歴史的風土審議会答申
平成12年 8月	第3次明日香村整備基本方針（内閣総理大臣決定）
平成12年 9月	第3次明日香村整備計画（奈良県知事作成）
平成20年9月25日	社会資本整備審議会あて国土交通大臣諮問「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」

## 明日香村の歴史的風土



甘櫛丘より板蓋宮跡を望む



板蓋宮跡よりを甘櫛丘望む



明日香村の集落



棚田



農地・集落・丘陵・山地の調和



川原寺より山並みを望む